



三条 法人会だより

もっと、いい会社であるために。

平成26.9.10

第32号

公益社団法人

三条法人会

三条市須頃1-20

三条商工会議所会館5F

TEL (0256) 35-6350

FAX (0256) 32-9335

URL

[http://www.](http://www.sanjohojinkai.or.jp/)

[sanjohojinkai.or.jp/](http://www.sanjohojinkai.or.jp/)

発行責任者

総務広報委員長 成田秀雄

(題字 顧問 宮原松雄)



北越の小京都「加茂」を満喫

小京都を楽しむ会・あかりば 2014 開催！

9月20日(土)21日(日)に加茂山公園、加茂市穀町商店街を中心に「小京都を楽しむ会・あかりば 2014」が開催されます。

色とりどりのあかりが小京都加茂の風情を引き立て、毎年市内外より多くの方が訪れるイベントです。

今回もあかりの結婚式やジャズライブ、影絵演劇などたくさんの行事が開催されます。

みなさまぜひお越しください。

法人会

消費税期限内納付

推進運動実施中



平成26年度へ向けての抱負

公益社団法人三条法人会
会長 馬場 信彦

6月13日に、公益社団法人三条法人会、第3回通常総会を開催させていただきました。

おかげさまで、2つの課題の解消が3年目の総会で目途がたちました。1つは、収支決算について、2年間赤字が続いておりましたが、収入と支出のバランスがとれ、大幅な赤字の解消が図られる決算が組める目途がついた事です。

2つ目は、県との調整がつき会費の公益事業費への配分割合が従来の50%から20%に引き下げられ、会員交流事業費の充実が可能となりました。20%は公益に、残りの80%は会員交流事業費等、必要経費への充当が可能となりました。このことにより、会計処理における各事業費の弾力的な運用が可能となりましたので、今後より堅実な運営ができるよう努力してまいります。

平成25年度の事業活動は、年間を通して、税の知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制税務に関する提言を行い、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政に協力すると共に、地域企業や地域社会の発展に寄与することを目的として事業を行ってまいりました。

公益事業関係は、税に関する研修会・セミナー事業、講演会事業、租税教育事業、税の広報事業、税の調査研究及び社会への提言事業を実施いたしました。法人会の原点であります「税法・税務」を中心に研修会をより多く開催し、公益性を高めるために会員だけでなく、一般市民にも呼びかけて税の情報の説明や税の冊子を配布して税知識の普及拡大に努めました。

会員状況につきましては、期首1,995社、期間中入会12社、退会は69社で、期末会員数は1,938社となりました。

退会の理由で一番多かったのが、廃業・任意整理・解散等で法人そのものが無くなる理由で全体の43%、30社でありました。会員の減少傾向が続いておりますが、1社でも多くの会員増となるよう努力してまいります。

今後も、会員のために何が出来るのか、又、同時に、地域社会で大きな存在である法人会として地域社会へどのような社会貢献ができるか、常に考え実行していくことが当会の活動の原点と考えています。引き続き皆様のご協力・ご支援をお願いします。



ごあいさつ

三条税務署
署長 樽 敏朗

この度の人事異動で、関東信越国税局徴収部特別整理第一部門統括国税徴収官から三条税務署長として着任いたしました樽でございます。

公益社団法人三条法人会の皆様方には、常日頃から法人会活動を通じまして税務行政全般にわたり深いご理解と多大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

三条法人会は「良き経営者を目指すものの団体」として、「会員の積極的な自己啓発を支援し納税意識の向上と企業経営及び社会の健全な発展に貢献する」ことを基本理念に、改正消費税法についての研修会をはじめとして、各種説明会や講演会の開催並びに地域社会貢献活動など長年に渡り正しい税知識の普及と納税道義の高揚にご尽力いただいております。また、租税教育活動や国税電子申告・納税システム(e-Tax)の周知・利用促進につきましても積極的にご協力いただいております。深く感謝申し上げますとともに、大変心強く思っております。

ところで、私ども国税庁は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことを使命としております。

この使命を果たすため、納税者の皆様にとって利便性の高いe-Taxを活用した申告・納付手段の普及に取り組むとともに、また、納税義務が適正に果たされていない納税者に対しては厳正なる姿勢で対応するなど、社会経済情勢の変化に応じた取り組みを行っております。

e-Taxについては、三条法人会の皆様のご協力を得て、その利用件数は着実に拡大しておりますが、更なる普及拡大に向けて今後も積極的に取り組んでまいります。

また、消費税率の引上げを含む改正消費税法は、多くの事業者の方に影響を及ぼすものであり、適正な申告と期限内納付が行えますように消費税の仕組みや改正内容について、引き続き、広報や相談の事務を積極的に取り組んでまいります。

三条法人会の皆様におかれましては、税務行政のよき理解者として、e-Taxの普及拡大や改正消費税法定着に向けて、今後ともより一層のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いします。

結びに、公益社団法人三条法人会のご発展と会員皆様方のご健勝とご活躍を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。

公益社団法人 三条法人会 第3回 通常総会並びに記念講演会を開催



平成26年6月13日午後2時から、三条市横町2〔饒心亭お乃〕において、第3回通常総会を開催した。通常総会では、「平成25年度決算報告」並びに「会費に関する規程」の一部改正が承認されると共に、理事会で議決された平成25年度事業報告、平成26年度事業計画、収支予算の報告が行われた。

決算報告においては各種事業内容と支出経費の見直しにより、ようやく単年度ベースで大幅な赤字が解消できたことと、今後については、県との調整・協議が整い、会費規程の改正を行い、現行の「会費の50%公益事業費への繰り入れが20%に緩和される」ことにより、26年度以降の決算においては恒常的な赤字体質の解消が図られる見込みであるとの報告がなされた。

議案全てが原案通り承認された後、福利厚生制度功績者表彰が行われ、大型保障制度2名、ビッグハート紹介成約実績3名にそれぞれ感謝状と記念品が贈呈された。



表彰式の後、ご来賓の方々から祝辞があり総会を終了した。その後記念講演会では、経済ジャーナリストの須田慎一郎氏より「どうなる日本!これからの中小企業の生き方」と題し、記念講演会を開催し、裏舞台から見た政治経済のシグナルという副題により、今後の経済見通し等興味深い話に聞き入り午後5時終了した。



受賞おめでとうございます。

・平成26年度公益社団法人三条法人会功労者表彰・

議事終了後、表彰式が行われ福利厚生制度に特別功績があった方々に、会長より感謝状と記念品が贈呈された。受賞された方々は次のとおり。(順不同・敬称略)

○福利厚生制度功績者表彰 (感謝状)

大型保障制度

大同生命保険株式会社

三条営業所	推進社員	遠 藤 洋 子
三条営業所	推進社員	高 橋 明 美



ビッグハート紹介成約実績

(公社) 三条法人会	会 長	馬 場 信 彦	(株)野島書店	三条地区会
(公社) 三条法人会	会 員	山 崎 雅 弘	(エムズラボ(株))	三条地区会
(公社) 三条法人会	事務局長	関 崎 光 明	(事務局)	

平成26年度 第3回通常総会 本会収支決算報告

■平成25年度決算報告 平成26年6月13日の総会で承認されました。

(単位:円)

基本財産運用益	1,250
特定資産運用益	0
受取会費	7,906,000
事業収益	2,401,500
受取補助金	11,710,400
雑収益	421,478
経常収益(A)	22,440,628
事業費	18,500,349
管理費	4,014,584
経常費用計(B)	22,514,933

当期経常増減額(A-B)	△74,305
経常外収益	0
経常外費用	6
税引前当期一般正味財産増減額	△74,311
法人税・法人県民税・法人市民税	0
当期一般正味財産増減額	△74,311
一般正味財産期首残高	8,893,167
一般正味財産期末残高	8,818,856
正味財産期末残高	8,818,856

■財産目録 平成26年3月31日現在

(単位:円)

I 資産の部	
1. 流動資産	
現金	21,398
普通預金	5,436,999
定期預金	0
流動資産合計	5,458,397
2. 固定資産	
(1) 基本財産	
定期預金	5,000,000
(2) 特定資産	
退職給与引当資産	700,000
(3) その他の固定資産	
什器備品	1
電話加入権	122,800
固定資産合計	5,822,801
資産合計	11,281,198

II 負債の部	
1. 流動負債	
未払金	1,690,363
預り金	71,979
流動負債合計	1,762,342
2. 固定負債	
退職給与引当金	700,000
固定負債合計	700,000
負債合計	2,462,342
正味財産	8,818,856

平成26年度 事業計画の決定について

26年度主な事業計画

- 税を巡る諸環境の整備・改善等を図るための事業
 - (1) 税に関する研修・セミナー事業
 - (2) 講演会事業
 - (3) 租税教育事業
 - (4) 税の広報事業
 - (5) 税の調査研究及び社会への提言事業
- 地域の経済社会環境の整備・改善等を図るための事業
 - (1) 講演会・セミナーの開催事業
 - (2) 地域の福祉問題や環境問題などの改善に資する事業
- 会員支援のための親睦・交流及び福利厚生に資する事業
 - (1) 組織の強化・充実
 - (2) 広報活動の充実
 - (3) 青年・女性部会の充実
 - (4) 法人会会員の福利厚生の上に資することを目的とする事業
- 本会の組織を充実し、全国法人会総連合・新潟県法人会連合会及び友誼団体との強化を図る事業
- 本会の活動に関係する諸官庁との連携を図る事業
- その他本会の目的達成のために必要な事業

26年度予算

(単位:円)

基本財産運用益	1,500
特定資産運用益	0
受取会費	7,960,000
事業収益	2,480,000
受取補助金	12,295,600
雑収益	301,000
経常収益(A)	23,038,100
事業費	18,933,350
管理費	3,849,600
経常費用計(B)	22,782,950
当期経常増減額(A-B)	255,150
経常外収益	0
経常外費用	0
税引前当期一般正味財産増減額	255,150
法人税・法人県民税・法人市民税	0
当期一般正味財産増減額	255,150
一般正味財産期首残高	9,427,552
一般正味財産期末残高	9,682,702
正味財産期末残高	9,682,702

三条税務署人事異動発令される

関東信越国税局では、7月10日付で人事異動が発令されました。

発令内容は、次のとおりです。

●転 出

新 所 属 ・ 職 名	氏 名	旧 所 属 ・ 職 名
関東信越国税局 課 税 第 二 部 消 費 税 課 長	樋 山 忠 則	署 長
関東信越国税局 課 税 第 一 部 資 産 課 税 課 長 補 佐	窪 田 剛	総 務 課 総 務 課 長
西川口税務署 管理運営第一部門 統括国税徴収官	山 後 友 晴	管 理 運 営 部 門 統 括 国 税 徴 収 官
巻 税 務 署 個 人 課 税 第 一 部 門 統 括 国 税 調 査 官	須 藤 利 昭	個 人 課 税 第 一 部 門 統 括 国 税 調 査 官
高田税務署 個人課税第二部門 統括国税調査官	藍 澤 幹 夫	個 人 課 税 第 二 部 門 統 括 国 税 調 査 官
大宮税務署 特別国税調査官(法人担当) 特別国税調査官	吉 田 修	特 別 国 税 調 査 官 (法 人 担 当) 特 別 国 税 調 査 官
小千谷税務署 法 人 課 税 部 門 統 括 国 税 調 査 官	堀 川 晃	法 人 課 税 第 二 部 門 統 括 国 税 調 査 官

●転 入

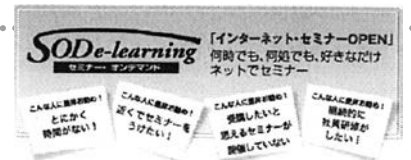
新 所 属 ・ 職 名	氏 名	旧 所 属 ・ 職 名
署 長	もたい 敏 朗	関東信越国税局 徴収部 特別整理第一部門 統括国税徴収官
総 務 課 総 務 課 長	田 中 聖 一	柏崎税務署 総 務 課 総 務 課 長
管 理 運 営 部 門 統 括 国 税 徴 収 官	小 林 真	巻 税 務 署 管 理 運 営 部 門 統 括 国 税 徴 収 官
管理運営・徴収部門 統括国税徴収官	宇佐美 哉	佐渡税務署 管理運営・徴収部門 上席国税徴収官
個人課税第一部門 統括国税調査官	中 町 和 成	長岡税務署 税 務 広 報 広 聴 官 税 務 広 報 広 聴 官
個人課税第二部門 統括国税調査官	佐 藤 弘 之	古河税務署 個 人 課 税 第 一 部 門 上 席 国 税 調 査 官
特別国税調査官(法人担当) 特別国税調査官	平 澤 清	前橋税務署 国 際 税 務 専 門 官 (法 人 担 当) 国 際 税 務 専 門 官
法人課税第二部門 統括国税調査官	宮 尾 清 司	高田税務署 法 人 課 税 第 二 部 門 統 括 国 税 調 査 官

インターネットセミナーのご案内

ID・パスワードは 会員ID：hj1009 パスワード：6350

三条法人会ではインターネットを使ったセミナーの配信サービスを行っています。この配信サービスは、インターネットに接続できるパソコン等があれば24時間いつでも受講ができるオンデマンド型システムです。受講可能セミナーは283タイトル(25年7月現在)でコンテンツも随時追加されています。

視聴方法は、公益社団法人 三条法人会のホームページのトップページのインターネットセミナーのバナーをクリックしてください、専用のサイトが開かれます。



無料

こんな方々におすすめ！

● セミナーは受けたいけど忙しくて時間がとれない

開催時間が決まっている集合研修は、忙しい経営者やキーマンにとって一番頭の痛い問題です。インターネット・セミナーなら24時間アクセス可能で時間を気にせず何時でも受講できます。

● 遠くまででかけずに近くでセミナーを受けたい

遠くのセミナー会場までわざわざ足を運ぶのは面倒。インターネット・セミナーなら、交通のアクセスなど気にせず会社・自宅・出先などインターネットに接続できるパソコンがあれば何処でも受講できます。

青年部会の活動

定時総会の開催

5月19日（月）三条ロイヤルホテルにおいて、定時総会を開催し、以下の基本方針を採択した。



（基本方針）

公益社団法人三条法人会青年部会は次代を担う青年経営者として、税務知識の向上と企業経営の健全なる発展、加えて部会員の自由な発想をもとに地域社会の貢献を目指した事業活動を柱に会員相互のつながりを深める団体として活動します。

また、公益法人としての使命を達成するため、「税の啓発」を、はじめとする税務知識の普及及び向上に取り組みます。とくに、青年部会活動の大きな柱である、「租税教育活動」及び「会員増強運動」について目標値を定め積極的な展開を図ります。

その後、平成25年度事業報告・収支決算報告・平成26年度事業計画（案）・収支予算書（案）を満場一致で承認した。

定時総会開催に当たり、記念講演会を開催した。

地元三条市で三線愛好家として活躍されている、きよ里氏をお招きし、「あなたの当り前が、誰かの特別」と題して、三線の演奏とトークを織り交ぜ約30分間の講演を聞いた。



租税教室の開催

4月19日、昨年に引き続き、新潟経営大学で租税教室を実施した。

中町税務広報広聴官を講師に、租税の概要・仕組みについての講和と、確定申告書の作成を演習問題として行った。



女性部会の活動

定時総会の開催

6月4日（水）「伊東屋」において、26年度定時総会を開催。平成25年度事業報告・収支決算、並びに平成26年度事業計画（案）、収支予算（案）を満場無一致で承認した。



本年度も、租税教育の一環として将来を担う子供たちに税を正しく認識してもらうとともに、税の関心を高めるため昨年に引き続き「税に関する絵はがきコンクール」の開催を推進する事等主要事業の実施を決定した。

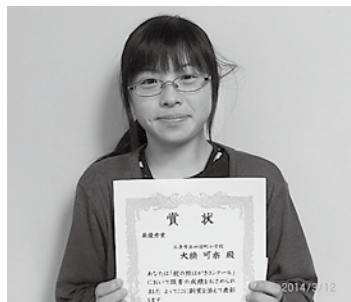
総会の開催に先立ち、川通工業団地の(株)フタバさんを見学。「ダシこそ、料理のすべての基本」のテーマで説明を聞くとともに、製造工程の見学を行った。

26年度の主な事業

- ・経営研修会（法律・金融・経済等）
- ・事業所見学会並びに親睦会
- ・税務研修会並びに懇談会
- ・合同新春懇談会（青年部会と合同）
- ・地域社会貢献活動の推進
（タオルの収集・寄贈）
- ・税に関する絵はがきコンクールの実施等

絵はがきコンクールの開催

小学生高学年を対象に税の絵はがきコンクールを開催し、小学校3校から48人の応募があり、審査の結果、四日町小学校6年生、大橋可奈さんの作品が、最優秀賞に選ばれた。



会員交流事業

新春講演会並びに賀詞交歓会を開催

26年2月7日(金)午後3時30分から、三条市横町「銭心亭お、乃」において、恒例の新春講演会並びに賀詞交歓会を開催した。講演会では、テレビなどで活躍されている、政治経済評論家の浅川博忠氏をお招きし、「ズバリ！永田町を読む！」～日本はこれからどう変わるのか？～と題してこれからの日本経済の見通しについて話を聞いた。会場には会員や一般の聴講者を含め約80名が参加し、東京都知事選挙の予想や国政における安倍政権誕生の裏側、今後の注目ポイント等の話に熱心に聞き入っていた。終了後三条税務署長他来賓を迎えて恒例の賀詞交歓会を開催した。



青年部会・女性部会合同新春懇談会を開催

26年2月19日(水)三条市「ジオ・ワールドビップ」において、毎年恒例になっている、青年部会・女性部会合同の会員交流事業である新春合同懇談会を開催した。

講演会では、弁護士法人新潟第一法律事務所特別顧問の今井誠弁護士をお招きし、「超高齢化社会と弁護士業務」と題して講演をいただいた。弁護士として実際に扱った特異なケースも交えてわかりやすく解説していただいた。終了後懇親パーティーを開催、女性部会による大福引抽選会も行われた。

第14回 法人会親善ゴルフ大会

111名が参加

毎年恒例となっている、会員交流事業の第14回法人会ゴルフ大会を、大新潟カントリークラブ三条コースで開催した。天候にも恵まれ皆さん好スコアでラウンド、会員の活発な交流と親睦が深まった一日となった。

ラウンド終了後、銭心亭「お、乃」において、表彰式、懇親会を予定どおり行った。

■成績は、次のとおりです。(敬称略)

・個人戦

				GROSS	HDCP	NET
優 勝	上村	勝康		(90	22.4	67.6)
準優勝	阿部	一郎		(84	14.4	69.6)
三 位	小浦	方文之		(86	16.0	70.0)
四 位	高頭	八郎		(99	28.8	70.2)
五 位	阿部	大爾		(88	17.6	70.4)
六 位	白鳥	一典		(98	27.2	70.8)
七 位	矢島	光男		(100	28.8	71.2)
八 位	刈屋	哲		(81	9.6	71.4)
九 位	田辺	健一		(105	33.6	71.4)
十 位	桑原	栄助		(91	19.2	71.8)

・シニアの部

			GROSS	HDCP	NET
優 勝	阿部	大爾	(88	17.6	70.4)
準優勝	桑原	栄助	(91	19.2	71.8)
三 位	北澤	勝美	(96	24.0	72.0)
四 位	柳原	近雄	(85	12.8	72.2)
五 位	村上	雅六	(87	14.4	72.6)

・レディースの部

		GROSS	HDCP	NET
優 勝	関根貴代美	(104	32.0	72.0)

			OUT	IN	GROSS
ベストグロス賞	平瀬	晃 (	38	42	80)
セカンドグロス賞	刈屋	哲 (	41	40	81)



企業訪問

(株)サカエシステム



【会社の概要】

- 代 表 者 代表取締役 西巻昭修
- 住 所 〒 959-1155 新潟県三条市福島新田丁 403-1
TEL 0256-45-3698 FAX 0256-45-3847
- 資 本 金 1000 万円
- 従業員数 6 名
- 事業内容 衛生、ガス、空調設備工事・さく井、融雪施設設備工事
トイレ、ユニットバス、システムキッチン他販売、取り付け
- e-mail sakae@abelia.ocn.ne.jp

先代が個人で、栄設備として、自宅にて事務所をかまえ主に個人住宅の給排水・空調設備工事を請け負ったのが当社の始まりであります。

その後、旧栄町の善光寺地内に事務所を移転、法人化し社名も(有)栄設備工業所として事業の拡大を図った。その後、平成3年に現在の、福島新田に新社屋を建設し社名も(株)サカエシステムに組織変更し現在に至っている。

当社は、公共工事関係の受注が全体の約30%、リフォームを含めた民間住宅設備工事が70%で民間住宅関連の受注がメインとなっており、会社の方針として、工事内容の大小に関わらず少数精鋭で日夜地元密着型の会社として頑張っています。

従業員6名の小規模な会社であり、常時20～30ヶ所の現場の管理・監督は社長自らが切り回しており年中仕事に忙殺されています。

そんな中でも、一番大事にしていることは、常にお客様の立場に立って物事を考え、思いやり、感謝の気持ちを忘れず正直に仕事をしていく「工事のプロ集団」でありたいと考えています。

これからも、地域の皆様に、愛されるよう誠心誠意頑張っていきますのでよろしくお願いします。

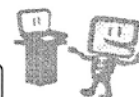


社屋全景



倉庫全景

ダイレクト納付の方法 (源泉所得税)



◎納付は事前に届出書に記載した預貯金口座から振り替えられます。

- ① e-Taxホームページの「e-Taxソフト (WEB版)」にログインし、徴収高計算書データを作成・送信します。(納付税額0円の徴収高計算書データも送信することができます。)
- ② データ送信後表示される「受信通知」又は「メッセージボックス一覧」から「納付区分番号通知」を表示し、ダイレクト納付を選択します。

【今すぐに納付される方】→ 画面の「はい」をクリックすると即時に納付が完了。

【納付日を指定される方】→ 納付日を指定して画面の「はい」をクリックすると指定日に納付となります。(納付日は原則として納期限までしか指定できません。)

※三条税務署管内の全ての銀行・信金、協栄信組・新潟縣信組及び新潟県労金で利用できます。

生きる～健康法・趣味～



初めての内視鏡

阿部精麦(株)

代表取締役 阿部 一郎 様

先日、人生初めてとなる胃と大腸の内視鏡検査の予約をしました。今年42歳になる私ですが胃カメラは50歳近くになってからでも十分かなと漠然と考えておりました。しかし、腹回りや頬がこの一年間で見た目にも分かるほど細くなり、会う人会う人に「ずいぶん痩せたね。」と言われるほど。特別に食事制限等のダイエットをしていた訳でもないのにこの1年間で腹回りが5cm、体重が5kgも減っていたのです。「もしかしたら…」という家族の心配と強い勧めもあって今回行動に移してみました。

立场上宴席に出席する機会が多いために今までにもいくつか健康の為に気を付けていることはありました。例を挙げると宴席の後の二次会や三次会でラーメン屋さんに行ってもラーメンを注文しないこと、自宅での晩酌をしないこと。この二つの事を数年間にわたって守り続けていたからか、体型はともかくほぼ標準体重をキープできていました。今までの生活と大きな変化がないのにここまで体重が落ちるというのはやはり病気かと第一に疑うべきなのですが、実は一つだけ一年前と変わっていることがあったのです。それは小学三年生の息子が昨年の7月に少年野球チームに入会したことです。始めた当初は私も短時間の見学程度だったのですが、監督やコーチと顔を合わせているうちに、時間があれば練習にフル参加し、週末は2日間にわたり4～5時間グラウンドに立っていることもあるほど。これが一番の理由だという確信はあるのですが、今回は念のために、そして、これを機会に年一回位は内視鏡検査をしてみようと考えているところです。



(当社経営の冬鳥越ゴルフコース)



健康な住まいがもたらすもの

(株)星野工務店

代表取締役 星野 和孝 様

「住まい」と「健康」は切っても切れない関係です。人がその人生の大部分を過ごす場となる住まい。私は長年住宅業界に携わってきて、ストレスなく快適に生活できる住まいこそが健康で充実した毎日を送る為の1番の条件であると実感しております。

印象に残っているお客様のお話をさせていただきます。そのお客様は、今までの住まいで悩みを抱えていらっしました。冬になると大量に発生する結露。結露により発生したカビ。カビを餌としてダニが発生します。このダニの死骸が原因でお子様のアトピーを引き起こしていたのです。まさに、「ストレスなく快適に生活できる住まい」とはかけ離れた住まいでした。

そんなお客様が高気密高断熱のFPの住まいを建築され、お引き渡しをしてから数ヶ月後、弊社へお客様からお手紙が届きました。

今まで悩まされていた結露はなくなり、カビやダニも消え、それに伴いお子様のアトピーが驚くほどきれいになったとの喜びの声でした。アトピーが消えたことにより、今までは気にして夏でも肌を露出できなかったお子様が「これでキャミソールが着れる」と本当に嬉しそうにしているとのこと。子供の笑顔が増えた家庭には、家族全員の笑顔が溢れ、生き生きとした毎日を送ることにより心の健康も手に入れたとのこと。

繰り返しになりますが、「住まい」と「健康」は切っても切れない関係です。その考えを元に、弊社はまちの駅ネットワークに加入し、私は「健康な住まいの駅」の駅長も務めさせていただいております。「ストレスなく快適に生活できる住まい」は健康で充実した毎日をもたらしてくれます。そしてその健康で充実した毎日を手に入れた「お客様の笑顔」が、私の充実した毎日のエネルギー源です。



編集後記

三条法人会だより「第32号」をお届けいたします。

三条法人会の総会開催内容、活動状況の報告等、盛り沢山の内容です。皆様より興味を持ってお読み頂ければ幸いです。

この編集後記を執筆しているのは8月上旬です。今年は全国で雨、台風等の被害が大変多く、先月の過去最強とも言われた台風8号の襲来をはじめ、全国どこかで毎日のように大雨の被害が報じられ、今日も山口県での土砂崩れのニュースが流れています。ここ数年の異常気象には大変不安を覚えますが、皆様方も十分ご注意くださいとお過ごし頂ければと思います。

さて、この三条法人会だよりをお届けした今は9月中旬です。さわやかな秋風とともに、収穫の秋を迎える準備も進んでいることと思います。皆様方も益々ご健勝にすごされていること祈りながらペンを置きます。

(総務広報委員長 成田秀雄)

海外取引企業の為のリスクマネジメントセミナー開催

「海外出張者・駐在員の安全対策と企業責任について」

講 師 (財)外務精励会理事長 加 藤 重 信 氏

(株)遠藤保険サービス

海外リスクコンサルタント 小 林 修 氏

平成26年7月25日、(株)遠藤リスクコンサルティング主催、三条・燕両商工会議所、三条・燕西蒲両法人会後援によるセミナーを開催した。

第一部では、(財)外務精励会理事長、加藤重信氏より、海外出張者・駐在員の安全対策と企業の責任と題し、海外特有の多種多様なリスクとトラブル、リスク回避のための情報収集等について、具体的な事例を基にその対応策について説明を受けた。

第二部では、海外リスクコンサルタントの小林修氏より、企業のリスクマネジメントの手順について、最近の問い合わせ事例の詳細な説明を受けるとともに、リスク回避のための保険商品の上手な使い方についての説明を受けた。



法人会実務講座の開催

平成 26 年度

税制改正並びに相続税（事業承継）改正のポイント解説講座開催

(公社)三条法人会では、去る8月8日(金)午後1時30分から、(有)ビジネスサービスの落合孝夫税理士を講師に税の実務講座を開催した。

今年度の税制改正は「民間投資活性化等のための税制改正大綱」と昨年末の「税制改正大綱」により、法人税関係においても様々な改正が行われたが、本年度の実務講座は、税制改正の概要についての解説と会社を継続して行く上で、切っても切り離せない相続税・事業承継の問題点について詳しく説明を受けた。



企業の税務コンプライアンス向上のために

自主点検チェックシート・ガイドブックを活用しましょう

法人会では、企業の税務コンプライアンス向上のための取り組みとして、企業における内部統制面や経理面に関する自主点検を推奨しています。

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。

内部統制や経理水準の向上は「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。

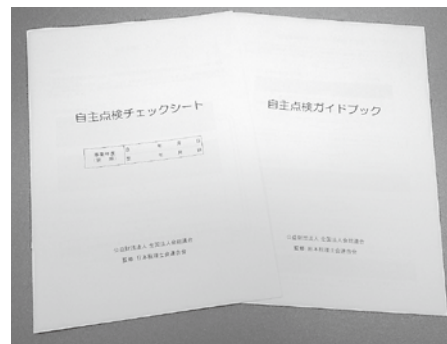
法人会では、日本税理士会連合会の協力を得て、日々の自主点検を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成しました。

この取り組みは、全法連に加入している、全法人会で一斉に取り組むもので、経営者の皆様がチェックシートを活用し、企業自らが自主点検することを通じて、税務コンプライアンスを向上させ、自社の成長を目指し、ひいては税務リスクの軽減にもつながることを期待するものです。

また、内部統制や経理水準が向上し、適正な申告が図られる企業については、結果として税務調査で指摘を受ける事項の減少や調査の対象から除かれることにつながることも法人会としては期待しているところです。

自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひ「自主点検チェックシート・ガイドブック」をご活用ください。

〇〇〇〇チェックシート(用紙)は三条法人会ホームページからダウンロードできます〇〇〇〇



消費税及び地方消費税の 納税は期限内に！

消費税及び地方消費税率が、平成26年4月1日より、**8.0%**となりました。

(注) 8.0%の税率は、経過措置が適用されるもの(※)を除き、平成26年4月1日以後に行われる資産の譲渡等について、適用されます。

※ 経過措置が適用されるものについては、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご参照ください。

期限内納付のために

計画的な納税資金の積立てを！

次の表は、簡易課税制度適用事業者の方用に、業種別に積立目安月額を表示したものです。

※ 例えば、小売業で課税売上高が3,000万円(月額250万円)の場合、月々の積立目安額は約4万円(各月売上高×売上に対する納税額の目安率1.6%)となります。

区 分		(第1種事業)		(第2種事業)		(第3種事業)		(第4種事業)		(第5種事業)	
		卸売業		小売業		農業、林業、漁業、 建設業、製造業など		飲食サービス業、 金融・保険業など		不動産業、サービス業 運輸・通信業など	
みなし仕入率		90%		80%		70%		60%		50%	
売上に対する 納税額の目安率		0.8%		1.6%		2.4%		3.2%		4.0%	
年間課税 売上高	各 月 売上高	年 間 税 額	積立目安 月 額	年 間 税 額	積立目安 月 額	年 間 税 額	積立目安 月 額	年 間 税 額	積立目安 月 額	年 間 税 額	積立目安 月 額
万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
1,000	84	8	0.7	16	1.4	24	2.0	32	2.7	40	3.4
2,000	167	16	1.4	32	2.7	48	4.0	64	5.4	80	6.7
3,000	250	24	2.0	48	4.0	72	6.0	96	8.0	120	10.0
4,000	334	32	2.7	64	5.4	96	8.0	128	10.7	160	13.4
5,000	417	40	3.4	80	6.7	120	10.0	160	13.4	200	16.7

(注) 1 上記積立目安額の計算については、簡便なものとするため、経過措置が適用されるものは考慮していません。

2 平成26年1月1日現在のみなし仕入率に基づき計算しています。

3 課税事業者の方の法人税や申告所得税等が赤字申告となるような場合であっても、消費税及び地方消費税を納付していただく必要が生じる場合があります。

便利な納付手段

振替納税とは、事前に税務署に届出をしておけば、金融機関や税務署に出向かなくても、届出をした預貯金口座から、自動的に引き落とされる便利な納付手段です。



詳しくは
国税庁ホームページ
www.nta.go.jp

ダイレクト納付

ダイレクト納付とは、事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等の送信をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な納付手段です。



詳しくは
e-Tax ホームページ
www.e-tax.nta.go.jp

任意の中間申告制度

○ 制度の概要

直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税を含まない年税額)が48万円以下の事業者(中間申告義務のない事業者)が、任意に中間申告書(年1回)を提出する旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間(注1)から、自主的に中間申告・納付(注2)することができることとされました。

(注1)「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以降6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

(注2) 中間納付税額は、直前の課税期間の確定消費税額の1/2の額となります。また、中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額を納付することとなります。

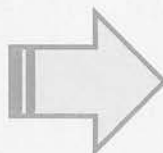
なお、任意の中間申告制度を適用する場合であっても、仮決算を行って計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付をすることができます。

○ 適用開始時期

個人事業者の場合には、平成27年分から、また、事業年度が1年の法人については、平成26年4月1日以後開始する課税期間(平成27年3月末決算分)から適用されます。

《改正前》

直前の課税期間の 確定消費税額	中 間 申 告 回 数
4,800万円超	年11回
400万円超	年3回
48万円超	年1回
48万円以下	中間申告 義務なし



《改正後》

直前の課税期間の 確定消費税額	中 間 申 告 回 数
4,800万円超	年11回
400万円超	年3回
48万円超	年1回
48万円以下	任意の中間申告 (年1回)が可能

留 意 事 項

- 任意の中間申告制度を適用した場合、6月中間申告対象期間の末日の翌日から2月以内に、所定の事項を記載した中間申告書を納税地の所轄税務署長に提出するとともに、その申告に係る消費税額及び地方消費税額を併せて納付する必要があります。

※ 期限までに納付されない場合には、延滞税が課される場合があります。

- 中間申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、6月中間申告対象期間の末日に、任意の中間申告制度の適用をやめようとする旨を記載した届出書の提出があったものとみなされます。

※ 直前の課税期間の確定消費税額が48万円超の事業者(中間申告義務のある事業者)が中間申告書をその提出期限までに提出しない場合には、中間申告書の提出があったものとみなすこととされていますが、任意の中間申告制度の場合、中間申告書の提出があったものとみなされません(中間納付することができないこととなります。)

改正消費税法に関する相談

税務署では、今回の消費税法の改正等について、「改正消費税相談コーナー」を設置して消費税法の改正内容、消費税の納付や価格表示等に関する相談を行っておりますので、最寄りの税務署にお尋ねください。

なお、税務署での面接による個別相談(関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談)を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。



法人会のビジネスガード
Business Guard Series



会員企業をサポートするAIUのリスクソリューション

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

政府労災の上乗せ補償制度 **アットワーク ハイパー任意労災**

企業向け第三者賠償保険 **企業賠償保険STARS(スターズ)**

火災と地震災害に備える **プロパティガード+地震対策プラン**

個人情報の漏洩事故対策 **個人情報漏洩対策プラン**

AIU損害保険株式会社

URL:<http://www.aiu.co.jp>

お問合せ先

新潟支店

〒951-8068

新潟県新潟市中央区上大川前通六番町 1214-2 大同生命ビル 7 階

TEL.025-223-6231 FAX.025-228-7256

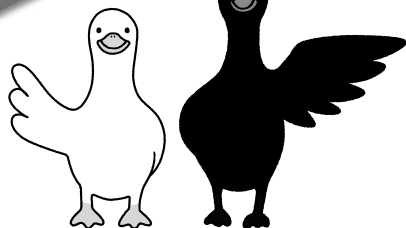
(受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで 土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。

「地震対策プラン」につきましては、一部お引受できない地域がございます。ご理解、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

法人会会員企業にお勤めの皆様には、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

新登場!



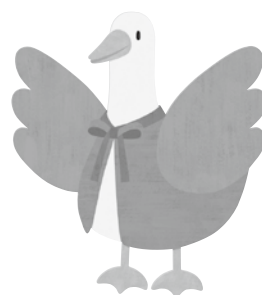
がんを含む

病気や
ケガの
備えに

— 法人会 —

ちゃんと応える
医療保険

EVER



— 法人会 —

心配な
「がん」の
備えに

生きるための
がん保険 Days

◎商品の詳細はパンフレット(契約概要)をご覧ください。

(引受保険会社)

Aflac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

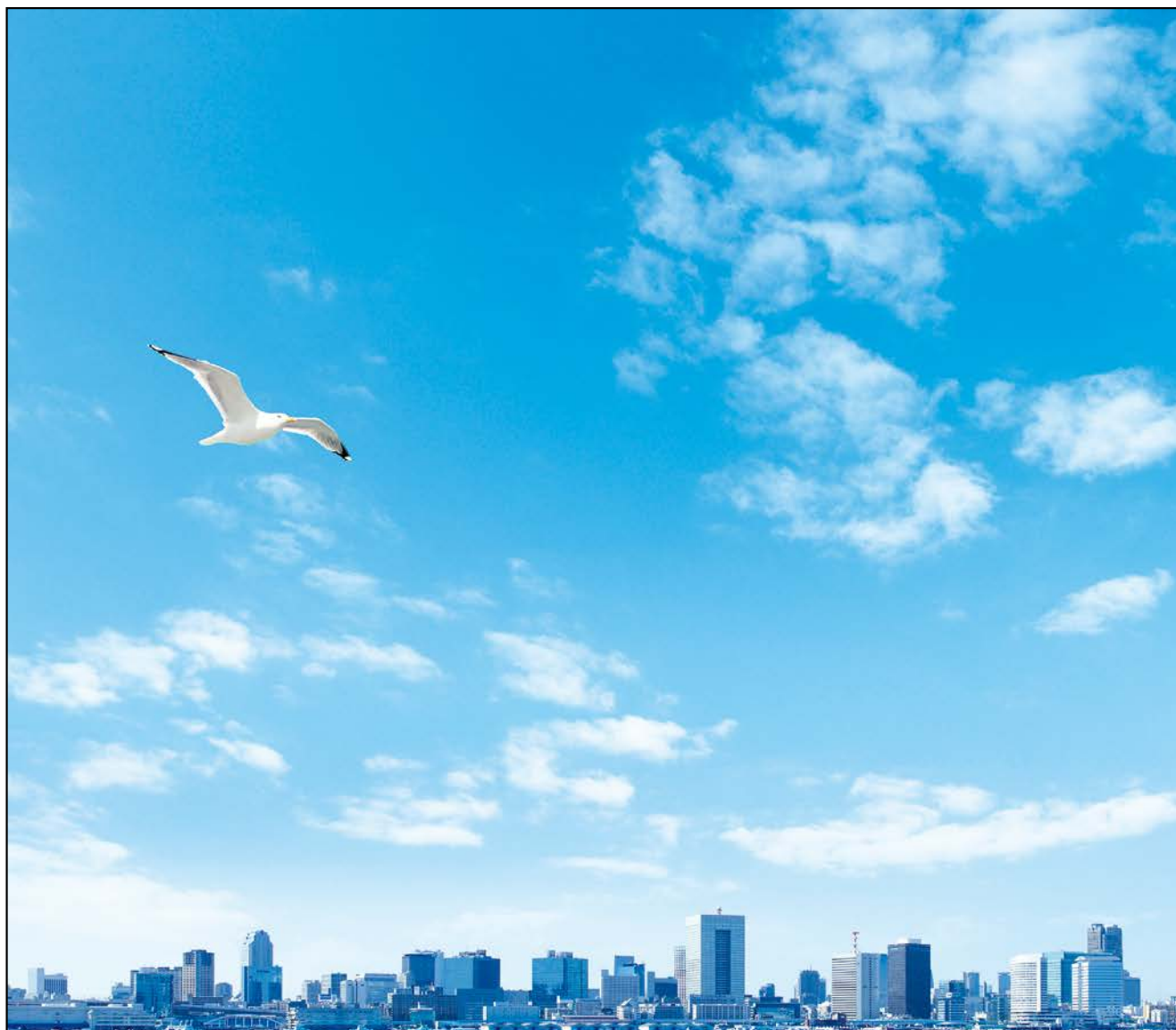
新潟支社

〒950-0088 新潟県新潟市中央区万代4-4-27 新潟テレコムビル4F

電話番号 025-243-0612

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

募集文書番号：AF 法推・2013-0044-1407517 8月8日



法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。



新潟支社 三条営業所/三条市林町2-1-24
TEL 0256-33-3045



AIU保険会社

新潟支店/新潟県新潟市中央区上大川前通6番町1214-2
(大同生命ビル7F) TEL 025-223-6231